

堺市バリアフリー基本構想（泉北高速鉄道4駅周辺地区版）改定等検討支援業務仕様書

1 業務名

堺市バリアフリー基本構想（泉北高速鉄道4駅周辺地区版）改定等検討支援業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

堺市内及び市が指定する場所

4 業務目的

平成13年度～15年度に策定された「堺市交通バリアフリー基本構想」及び平成27年度に策定された「堺市バリアフリー基本構想」に係る整備目標期間が到来していること、並びに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）」の改正、令和2年度に「堺市移動等円滑化促進方針」が策定されたことをふまえ、令和4年度から市内の重点整備地区の評価・見直し等を実施している。令和5年6月には、「市全域版」及び「堺駅・堺東駅周辺地区版」の改定版バリアフリー基本構想を策定し、令和6年3月には「中百舌鳥地区版」の改定版バリアフリー基本構想を策定した。これらをふまえたうえで、令和6、7年度において、「5 対象範囲」に定める重点整備地区の評価・見直し等を行い、当該地域のバリアフリー化を推進することを目的とする。

なお、当該地区において、他の計画等で活性化事業等が予定されており、「堺市バリアフリー基本構想」における重点整備地区への設定等が困難な整備項目については、「堺市移動等円滑化促進方針」における「移動等円滑化促進地区」の設定等を行うための支援も併せて行うこと。

5 対象範囲

堺市交通バリアフリー基本構想で指定した重点整備地区（17駅14地区）（平成13～15年度策定）及び堺市バリアフリー基本構想で指定した重点整備地区（2駅2地区）（平成27年度策定）のうち、次の4地区を対象範囲とする。

- ①泉北高速鉄道深井駅周辺地区（平成13年度）
- ②泉北高速鉄道泉ヶ丘駅周辺地区（平成14年度）
- ③泉北高速鉄道榎・美木多駅周辺地区（平成27年度）
- ④泉北高速鉄道光明池駅周辺地区（平成14年度）

6 業務内容

(1) 基礎情報の整理

業務実施にあたり、以下に示す法令や上位関連計画等の情報を収集し、基礎情報を整理しておくこと。なお、基礎情報を整理した資料等を7（1）（ア）の報告書に添付すること。

（ア）「バリアフリー法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）。

以下「障害者差別解消法」という。)及び「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(令和4年法律第50号)などの関連法令

(イ) バリアフリーに関する各種ガイドライン

(ウ) 「大阪府福祉のまちづくり条例」、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」及び「大阪府バリアフリー基本構想等作成促進方針」

(エ) 「堺市基本計画 2025」、「堺市 SDGs 未来都市計画 (2021~2023)」及び「堺市都市計画マスタープラン」などの本市の上位計画

(オ) 「第4次堺市地域福祉計画」、「第5次堺市障害者計画」などの本市の福祉分野の関連計画

(カ) 「深井駅周辺地域活性化事業基本構想」、「SENBOKU New Design」、「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」、「泉ヶ丘駅前地域活性化アクションプラン」、「榎・美木多駅前活性化土地利用構想」、「光明池駅前地域活性化基本方針」等の対象地区に係る関連計画

(キ) 「堺市移動等円滑化促進方針」、「堺市バリアフリー基本構想(改定版)【全市域版】」及び「堺市交通バリアフリー基本構想」「堺市バリアフリー基本構想」のうち5①~④の重点整備地区

(2) 計画準備

業務実施にあたり、実施体制及び実施工程等について計画書を作成し、初回打合せ時に提出する。なお、スケジュールについては、提案内容に基づき、本市と協議の上決定するが、6(3)(4)については令和6年度中に実施すること。

(3) 既存重点整備地区におけるバリアフリー化に係る進捗状況の整理について

5①②④の地区については堺市交通バリアフリー基本構想(平成13、14年度)において、整備項目とした事項の進捗状況を整理することを目的として、「鉄道駅舎等」、「駅前広場」、「道路等」、「信号・交差点・交通規制」の進捗状況を把握するためのアンケート調査票を作成すること。5③の地区については堺市バリアフリー基本構想(平成27年度)において、整備項目とした事項の進捗状況の整理することを目的として、「鉄道駅舎等」、「駅前広場等」、「建築物(南区役所、榎文化会館等)」、「駐車場」、「都市公園」、「道路等」、「信号・交差点・交通規制」の進捗状況を把握するためのアンケート調査票を作成すること。また、各施設設置管理者から回答があった内容をとりまとめ、一覧表を作成すること。なお、納期は本市と協議の上決定する。

(ア) アンケート調査票等の概要について

① アンケート調査は、堺市交通バリアフリー基本構想又は堺市バリアフリー基本構想で示している整備項目に係る各施設設置管理者を対象として実施する。(想定施設設置管理者数：5①②④の地区は約5~10施設、5③の地区は約15施設)

② アンケート調査票の設問内容は、本市と協議の上設定し、作成は受注者が行う。その際、本市で把握している進捗状況に係るデータがある場合は受注者に提供する。

なお、設問数は、「堺市交通バリアフリー基本構想」の各重点整備地区において設定した整備項目数を基本とする。

③ アンケート調査票は、電子データで納品すること。(Word形式もしくはExcel形式)

④ 各施設設置管理者へアンケート調査票を郵送等により送付し、回答を回収すること。調査票の送付及び

回収にかかる、ラベルシール等の作成、送付用封筒、返信用封筒の作成、発送及び回収は受注者で行うこと。また、これらに係る費用は全て受注者が負担する。なお、各施設設置管理者からの回答等に関する問い合わせの初期対応は受注者で行い、堺市交通バリアフリー基本構想又は堺市バリアフリー基本構想の内容に関する質問等受注者で回答できない問い合わせは発注者が対応する。

- ⑤各施設設置管理者からの回答について、調査票送付後 1 週間ごとに発注者へ回答状況及び回答内容を共有すること。
- ⑥回答をふまえ当該施設へ発注者がヒアリングを実施する場合は、必要に応じて受注者も同行すること。同行の有無については、本市と協議の上決定する。
- ⑦受注者は、各施設設置管理者からの回答内容を取りまとめ、一覧表を作成し、電子データで納品すること。（Word 形式もしくは Excel 形式）

(4) 見直し後の重点整備地区（全 4 地区）に係る範囲等の検討

- (ア) 各重点整備地区内において、バリアフリー法第 2 条第 23 号に定める生活関連施設を調査・整理し、各地区ごとに一覧表を作成すること。なお、生活関連施設の範囲及び基準は、本市と協議の上決定する。
- (イ) 6 (4) (ア) で整理した生活関連施設に対し、各施設のバリアフリー状況を把握するためのアンケート調査票を作成すること。当該アンケート調査票に係る設問内容は、本市と協議の上設定し、作成は受注者が行い、アンケート調査票は電子データで納品すること。（Word 形式もしくは Excel 形式）（各地区ごとの想定調査施設数：約 15 施設、想定設問数：約 40～50 問）
- (ウ) 6 (4) (イ) で納品されたアンケート調査票は、本市が各生活関連施設に郵送・メール等で照会し、その費用は本市が負担する。なお、各施設設置管理者からの問い合わせの初期対応は本市で行い、受注者は後方支援を行うこと。
- (エ) 各生活関連施設に対してヒアリング等を実施する必要がある場合は、当該施設に対するバリアフリー化の推進に資する助言・提案を行い、必要に応じて受注者も同行すること。同行の可否については、本市と協議の上決定する。
- (オ) 各生活関連施設からの回答先は本市とし、本市から受注者へ回答結果を提供する。
- (カ) 6 (4) (オ) で提供した内容を整理の上、一覧表を作成し、電子データで納品すること。（Word 形式もしくは Excel 形式）
- (キ) 6 (4) (カ) で整理した生活関連施設や国が指定する特定道路等を基に、新たに生活関連経路の設定を検討すること。
- (ク) 当該重点整備地区内に他の整備計画や事業予定がある場合は、その状況を把握し、それらと整合性がとれるように整備項目を設定すること。
- (ケ) 重点整備地区の範囲を検討すること。
- (コ) これまでの検討した内容について、本市と協議を行い、土木、建築等の専門的観点もふまえ検討結果を整理すること。なお、整理した検討結果は、「堺市バリアフリー化検討委員会等で使用する資料」に記載すること。

(5) バリアフリー点検調査活動の運営・実施

- (ア) (4) をふまえ、重点整備地区内において、堺市バリアフリー化検討委員会の委員や障害・

高齢当事者、地域住民等を交えたバリアフリー点検調査活動（現地調査）を各地区ごとに 1 回以上実施すること。（令和 7 年 6 月末までには少なくとも各地区 1 回は実施すること。）

参加者は、各地区ごとに 1 回あたり 30 名程度を想定しており、開催通知の作成・発出、出席者の募集等については、本市が実施し、その費用は本市が負担する。

- (イ) バリアフリー点検調査活動を行う生活関連施設やルート等については、本市と協議の上決定するが、少なくとも鉄道駅舎及び新たに設定する生活関連経路についてはバリアフリー点検調査活動を行うものとする。
- (ウ) バリアフリー点検調査活動の後に、参加者を含めた意見交換会もしくはワークショップを実施すること。なお、会場は点検調査活動場所から近距離の場所で、受注者が確保すること。
- (エ) 集合場所から点検場所が遠距離にある場合は、参加者が移動するためのタクシーやマイクロバス等を確保すること。また、当該車両はバリアフリーに適したものとする。
- (オ) バリアフリー点検調査活動に必要な備品等については、すべて受注者で確保すること。また、会場費用や移動費用（タクシー代等）についても、受注者が負担すること。
- (カ) 受注者は、バリアフリー点検調査活動が安全に実施できるだけの従事者を配置すること。
- (キ) 事故等に備え、参加者等が対象とした保険に加入すること。なお、必要な費用については、受注者が負担すること。
- (ク) バリアフリー点検調査活動の結果内容をまとめ、「堺市バリアフリー化検討委員会等で使用する資料」に記載すること。

(6) 堺市バリアフリー化検討委員会等で使用する資料の作成について

- (ア) (1) から (5) の検討状況をふまえ、本市と綿密な協議を行い、記載すべき内容を整理すること。その上で、堺市バリアフリー化検討委員会等で使用する資料を作成すること。
- (イ) 堺市バリアフリー化検討委員会は年 3 回程度開催することを想定している。
開催予定時期 1 回目：6～7 月 2 回目：10～11 月 3 回目：1～2 月
- (ウ) 受注者は、当該検討委員会の開催日の 2 週間前までに資料を提出すること。提出する資料は、電子データ（Word 形式）及び印刷物 40 部であること。印刷物は、A4 判両面カラー、おおむね 3 ページを想定しているが、適宜本市と協議の上決定する
- (エ) 受注者は、当該検討委員会の開催日 3 週間前までに発注者が提供し依頼した資料データがある場合は、当該検討委員会の開催日の 2 週間前までに 40 部印刷し、発注者へ提出すること。印刷物は、A4 判両面カラー、おおむね 20 ページを想定しているが、適宜本市と協議の上決定する。
- (オ) 受注者は、原則堺市バリアフリー化検討委員会に出席すること。

(7) 堺市バリアフリー基本構想（改定版）（泉北高速鉄道 4 駅周辺地区版）素案の作成

- (ア) これまでの検討結果や堺市バリアフリー化検討委員会等における協議内容をふまえ、堺市バリアフリー基本構想（改定版）（泉北高速鉄道 4 駅周辺地区版）を作成すること。
- (イ) 素案に記載する各施設設置管理者の整備項目や目標時期については、アンケート調査結果やバリアフリー点検調査活動等をふまえて設定すること。また、整備項目等を設定するにあたり、各施設設置管理者に対してヒアリング等を実施する場合は、必要に応じて受注者も同行すること。同行の可否については、本市と協議の上決定する。

(ウ) 素案は少なくとも令和 7 年 10 月末までに作成し、電子データで提出すること。本市及びバリアフリー化検討委員会等で確認後、改めて修正後の素案及び概要版を電子データ及び印刷物（60 部）を本市に提出すること。また、素案の印刷物は、A4 判両面カラー、おおむね 20 ページ×4 地区分、概要版の印刷物は A3 判両面カラー 1 枚×4 地区分を想定している。なお、納品された印刷物はパブリックコメントで使用する。

(8) 堺市バリアフリー基本構想（改定版）（泉北高速鉄道 4 駅周辺地区版）の作成支援

堺市バリアフリー化検討委員会等での意見やパブリックコメント結果をふまえ、堺市バリアフリー基本構想（改定版）（泉北高速鉄道 4 駅周辺地区版）（案）を取りまとめ、本市で内容を確認後、「概要版」や「本編」として作成すること。

取りまとめにあたっては、「概要版」「概要版（点字版）」「本編」をレイアウトや配色（カラーバリアフリー）、ユニバーサルデザイン等の配慮、音声コード「Uni-Voice」を備えるなど、すべての人に分かりやすく作成すること。

(9) 「堺市移動等円滑化促進方針」における「移動等円滑化促進地区」の作成支援について

(ア) 泉北高速鉄道 4 駅周辺地区において、「堺市移動等円滑化促進方針」における「移動等円滑化促進地区」としての設定が必要な場合は、本市からの求めがあれば、必要な助言や資料提供、図面の作成等の支援を行うこと。

(イ) 「移動等円滑化促進地区」の策定等については、本市が行うものとする。

(10) その他、基本構想の改定等が円滑に進むよう資料編集等の支援及び助言、必要な資料の提供等、適切な方策を講じること。

7 成果品

(1) 令和 6 年度末までに納品する成果品

(ア) 令和 6 年度に実施した打ち合わせ・協議の記録、業務内容の成果品等を報告書としてまとめたもの（A4 ファイル 1 冊）。

業務内容の成果品には 6（3）アンケート調査票及び一覧表及び 6（4）検討結果資料を必ず含むこと。

(イ) 令和 6 年度に開催する堺市バリアフリー化検討委員会等で使用する資料（電子データ及び印刷物各回 40 部）。なお、納品時期は 6（6）ウとする。

(2) 令和 7 年度末までに納品する成果品

(ア) 令和 7 年度に開催する堺市バリアフリー化検討委員会等で使用する資料（電子データ及び印刷物各回 40 部）。なお、納品時期は 6（6）ウとする。

(イ) 堺市バリアフリー基本構想（改定版）（泉北高速鉄道 4 駅周辺地区版）の素案 概要版（電子データ及び印刷物 A3 判両面カラー 60 部）

(ウ) 堺市バリアフリー基本構想（改定版）（泉北高速鉄道 4 駅周辺地区版）の素案（電子データ及び印刷物 A4 判両面カラー 60 部）

(エ) 堺市バリアフリー基本構想（改定版）（泉北高速鉄道 4 駅周辺地区版）概要版（電子データ及び

A3 判両面カラー100部)

(オ) 堺市バリアフリー基本構想(改定版)(泉北高速鉄道4駅周辺地区版)概要版(点字版10冊)

(カ) 堺市バリアフリー基本構想(改定版)(泉北高速鉄道4駅周辺地区版)(電子データ及びA4判両面カラー120部)

8 著作権等

成果品の著作権は、使用分・未使用分にかかわらず、本市に無償で譲渡するものとする。

受注者は、本市の許可なく成果品を他に利用、公表または貸与してはならない。また、図等を使用する際には出典元を明らかにし、使用料等が発生する場合は受注者で負担すること。

9 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

(ア) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方(以下「再委託先等」という。)としてはならない。

(イ) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

(ア) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

(イ) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

(ウ) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

(ア) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

(イ) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

(ウ) 本市は、受注者が本市に対し、(ア)及び(イ)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(エ) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(ア)に定める報告及び届け出又は(イ)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

10 個人情報保護

本委託業務は、個人情報を取り扱うため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- (1) 本委託業務にかかる個人情報について、第三者への提供を禁止すること。
- (2) 本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図面又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- (3) 本委託業務を受注し、又は受注していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせること、又は不当な目的の利用について、禁止すること。
- (4) 個人情報が含まれるデータは全てパスワードを設定して管理し、個人情報が含まれる紙媒体は鍵のかかるロッカー等で管理すること。また保有した個人情報は、保有する必要がなくなった場合や契約が終了した場合、契約が解除された場合は、判読不可能となる方法で確実に消去又は廃棄し、書面で発注者に報告すること。
- (5) 発注者は、受注者又は従事者等が（1）から（4）までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (6) 必要に応じて、本市による立ち入り検査を受けること。

11 その他

(1) 業務責任者の配置

受注者は、業務責任者を配置すること。

なお、業務責任者は、バリアフリー等に関する見識を有していること。

(2) 本市担当者との協議

業務の履行に際しては、6（2）のスケジュールをふまえ、本市担当者と綿密に協議しながら進めること。

(3) 費用負担

受注者が本業務の履行に要する費用については、すべて受注者の負担とする。

(4) 進捗確認

本業務の進捗状況について確認するため、本市が資料等を要求するときは、受注者は速やかにこれに応じること。

(5) 本市資料等の取扱い

本市は、本業務に必要な資料等を貸与することがある。受注者は貸与された資料等を厳重に管理し、本市の許可なく本業務以外の目的での使用、第三者への貸与または公表をしてはならない。また、業務終了後は直ちに当該資料等を本市へ返却すること。

(6) 協議

契約書及び本仕様書に定めのないものについては、その都度、本市と受注者とで協議のうえ定めることとする。

(7) 受注者は本契約に関して、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(8) 受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう適切な研修を

実施すること。

- (9) 受注者は、障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成 28 年 3 月策定）を踏まえ、適切な対応に努めること。